

家畜保健衛生だより

令和6年度 第13号

家畜の所有者の皆様へ『定期報告書の提出時期になりました！』

日頃から当所の家畜防疫・衛生業務に対して御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、家畜伝染病予防法の規定により、家畜の所有者には、飼養目的に関わらず、毎年2月1日時点における飼養している家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生管理の状況等の報告が義務付けられています。（小規模飼養者は、家畜の種類と頭羽数のみを報告することになります。）

つきましては、令和7年2月1日時点における状況等を電子申請していただくようお願いいたします。パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由で電子申請が困難な方については、従来どおり、報告様式に記入のうえ、当所（農場所在地を所管する家畜保健衛生所）あてに送付くださるようお願いいたします。裏面のとおりに、①家畜の種類によって提出期限が、②飼養規模によって提出書類が異なります。

なお、2月1日時点で対象の家畜の所有を中止し、その後も所有予定のない場合の提出は不要です。所有を中止した旨のご連絡をお願いいたします。

御不明な点があれば当所（本所防疫課）までお問い合わせください。

注 意 事 項

1. 飼養場所が複数ある場合
報告書は農場（飼育場所）ごとに作成してください。
2. 報告書の作成
報告書は家畜の所有者（別に管理者がいる場合はその者）が作成してください。
3. 1月末に家畜の出荷等を行い、通常の飼養頭羽数よりも相当程度少ない場合
家畜の飼養頭羽数は、2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合には、当該出荷又は移動を行った日の前日時点の頭羽数としてください。
4. 令和7年分より様式が変更になりました。必ず、新しい様式をお使いください。
新様式の経営体ID、農場ID記入欄について、未取得の方は当該欄を空欄で提出してください。（裏面に続く）

（定期報告書送付先および問合せ先）神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

定期報告ホームページ



定期報告の対象家畜・提出期日・提出書類早見表

家畜の種類	提出期日	飼 養 規 模		
		小規模	中規模	大規模
牛	毎年 4 月 15 日	1 頭	2 頭以上で 大規模に該当 しない頭数	・ 成牛の場合は 200 頭以上 ・ 育成牛等の場合は 3,000 頭以上
水牛・馬	〃 4 月 15 日	1 頭	2 頭以上 200 頭未満	200 頭以上
鹿・めん羊・山羊・ 豚・いのしし（イノ ブタ含む）	〃 4 月 15 日	6 頭未満	6 頭以上 3,000 頭未満	3,000 頭以上
鶏・うずら	〃 6 月 15 日	100 羽未満	100 羽以上 10 万羽未満	10 万羽以上
あひる（アイガモ含 む）・きじ・ほろほ ろ鳥・七面鳥	〃 6 月 15 日	100 羽未満	100 羽以上 1 万羽未満	1 万羽以上
だちょう	〃 6 月 15 日	10 羽未満	10 羽以上 1 万羽未満	1 万羽以上
提出書類	1. 定期報告書（基本情報）	○	○	○
	2. 添付書類 （項目番号：1～9）	不要	○ （1～8）	○ （1～10）
			○馬の飼養者のみ、5～7は不要 ○飼養衛生管理マニュアルが未提出、 または変更があった場合は写しを添付 してください。	
	3. 飼養衛生管理基準の遵守状況	不要	○ （該当家畜の頁）	○ （該当家畜の頁）

☆令和 7 年分より、定期報告書の電子申請が可能となりました。

詳細は下記ホームページを参照してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/58484/teikihoukoku_densika.pdf